



改正養蜂振興法が25年1月から施行されます

花粉交配用にのみ蜜蜂を飼育される方は届出は不要です。

花粉交配用に必要な群数の蜜蜂を数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育されている方に限ります。

- ・蜜蜂を通年で飼育されている方、及び
- ・蜂蜜や蜜蜂等を譲渡または販売されている方は



毎年、1月中に蜜蜂飼育届(第1号様式)を、住所地を所管する振興局に提出してください。(手数料はかかりません。)

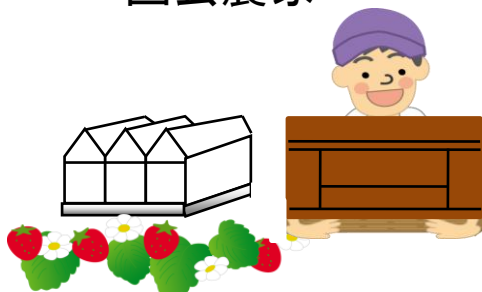
※様式のダウンロードはこちらから<http://www.pref.oita.jp/soshiki/15480/youhou/html>(大分県家畜衛生飼料室HP)

・花粉交配用に使用した蜜蜂は、そのまま放置すると、蜜蜂の病気の原因となります。養蜂業者への返却あるいは焼却等を行い、必ず、適切に処置してください。

- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。



園芸農家



貸出等の場合 → 養蜂業者に返却
 買い取りの場合 → 焼却

窓 口		電 話
(総合)大分県 農林水産部 家畜衛生飼料室	草地飼料班	TEL 097-506-3682 / FAX 097-506-1762
(届出について) 住所を所管する振興局生産流通部	東部振興局 中部振興局 南部振興局 豊肥振興局 西部振興局 北部振興局 } 生産流通部	TEL 0978-72-1141 / FAX 0978-72-1242 097-506-5796 / 097-506-1814 0972-22-1195 / 0972-22-9174 0974-63-3177 / 0974-63-3585 0973-23-2217 / 0973-23-3473 0978-32-1555 / 0978-33-2901
(病気等の衛生管理について) 最寄の家畜保健衛生所	大分家畜保健衛生所 豊後大野家畜保健衛生所 玖珠家畜保健衛生所 宇佐家畜保健衛生所	TEL 097-541-5241 / FAX 097-542-0086 0974-22-0179 / 0974-22-7762 0973-72-0313 / 0973-72-4674 0978-37-0473 / 0978-37-3110